

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年11月27日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

(霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年霧島市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年11月7日条例第300号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、第6条を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正により、引用条項の繰り上げ及び人事行政の運営状況の報告事項を変更するため、関係条例の所要の改正をしようとするものである。